

入札公告（PFI 事業）

総合評価一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特定役務調達政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 29 日

宮崎県知事 河野 俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 事業名

宮崎県県営一ヶ岡団地再整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業場所

延岡市北一ヶ岡

(3) 事業期間

この競争入札に係る契約成立の日から令和 17 年 9 月 30 日まで

(4) 事業概要

入札説明書による。

(5) 予定価格

9,197,799,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 入札の方法

本事業について総合評価一般競争入札を実施する。

なお、この競争入札は、紙入札方式で行う。

2 入札に参加する者が備えるべき参加資格要件

(1) 入札に参加する者の構成等

ア 入札に参加する者の構成

(ア) 入札に参加する者は、県の求める性能を備えた建替住宅等を設計、建設することができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループ（以下「入札参加者」という。）とする。

(イ) 入札参加者は、建替住宅等を設計する企業（以下「設計企業」という。）、建替住宅等を建設する企業（以下「建設企業」という。）、建替住宅等の建設工事を監理する企業（以下「工事監理企業」という。）、入居者移転支援業務を行う企業（以下「移転支援企業」という。）及び用地活用業務を行う企業（以下「用地活用企業」という。）により構成されるものとする。なお、コミュニティ形成支援業務を実施する場合は、コミュニティ形成支援業務を行う企業（以下「コミュニティ形成支援企業」という。）を含むこととする。

イ 代表企業の選定

(ア) 入札参加者は、構成員の中から代表企業を定め、参加資格確認時に明らかにすること。

(イ) 代表企業は、本事業に係る参加資格確認の申請、応募手続及び落札者となった場合の契約協議など県との調整、協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る入札参加者内の全ての調整、債務等の責任を負うものとする。

なお、代表企業から統括責任者を配置すること。

ウ 構成員の構成要件

同一企業が複数の構成員を兼ねることは可能とするが、建設企業が工事監理企業を兼ねることはできないものとする。ただし、特許工法等自社施工管理が必要な工法等はその部分について自社工事監理を可とする。

エ 複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び構成員と資本関係又は人的関係がある者は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

なお、資本関係がある者とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、人的関係がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下(2)オ及びカにおいて同じ。

オ 構成員の変更及び追加の禁止

入札参加表明書の提出後は、原則として入札参加者の構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、県がやむを得ないと認めた場合は、県の承認を条件として入札参加者の構成員（ただし、代表企業を除く。）の変更及び追加ができるものとする。

(2) 入札参加者の資格要件（共通）

入札参加者の構成員は、次の要件を全て満たすこと。

- ア 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条に定める欠格事由に該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ウ 入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号。以下「入札参加資格要綱」という。）第 10 条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びその構成員の統制下にある者でないこと。
- オ 本事業に係るアドバイザー業務を受託している次の者若しくはこれらの者と資本関係又は人的関係がある者でないこと。
 - (ア) 株式会社長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 20 番 4 号
 - (イ) はぜのき法律事務所 東京都中央区築地 2 丁目 3 番 4 号
- カ 宮崎県県営一ヶ岡団地再整備事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係がある者でないこと。
- キ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、一般競争入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。
- ケ 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）の規定に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- コ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- サ 入札参加者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。
 - (ア) 資本関係次のいずれかに該当する二者の場合

a 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

④ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(b) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(c) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(d) 組合の理事

(e) その他業務を執行する者であって、(a) から (d) までに掲げる者に準ずる者

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札等に参加している場合その他(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

シ 県が発注する建設工事の施工実績がある者にあつては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が 60 点以上であること。

(3) 各構成員の参加資格要件

入札参加者の構成員は、上記（2）の要件のほかにそれぞれアからオまでの要件を満たすこと。

なお、コミュニティ形成支援企業を含む場合は、カの要件を満たすこと。

ア 設計企業

設計企業が一者で業務を実施する場合は、次の(ア)から(エ)までの要件を全て満たすこと。複数の設計企業で業務を分担する場合は、統括する設計企業を置くものとする。統括する設計企業は、次の(ア)から(エ)までの要件を満たし、その他の設計企業は、少なくとも(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) 入札参加資格要綱第 7 条第 1 項の規定による令和 8・9 年度の建築設計業務に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。

(ウ) 平成 23 年度以降に工事が完了し引き渡された、次の要件を全て満たす共同住宅（ワンルームマンションを除く。以下同じ。）の新築、改築（※）又は増築工事に伴う実施設計を元

請け（共同企業体によるものである場合は、出資比率 20%以上のものに限る。）として履行した実績を有すること。

a 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

b 延床面積 1,000 m²以上（用途に供する部分）

※改築とは、建築物の全てを除去し、引き続きこれと用途、規模及び構造の著しく異ならない建築物を建てることをいう。以下同じ。

- (エ) 設計企業と入札参加資格確認申請書の受付締切日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している一級建築士である者を管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）として配置できること。

イ 建設企業

建設企業は、一ヶ岡団地再整備事業共同企業体（以下「JV」という。）とし、次の(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。また、JVの代表者である建設企業は次の(ウ)の要件を、JVの構成員である建設企業は次の(エ)の要件を満たすこと。

- (ア) 代表者及び構成員の入札参加者名簿の登録業種がいずれも建築一式工事の場合は共同施工方式（以下「甲型 JV」という。）、それ以外の場合は分担施工方式（以下「乙型 JV」という。）とすること。

- (イ) 甲型 JV の場合は、次の a から c までの要件を満たすこと。また、乙型 JV の場合は次の a 及び b の要件を満たすこととし、構成員の数及び分担工事額については入札参加者の提案に委ねる。

a JV の代表者は出資比率又は分担工事額が JV を構成する企業の中で最大である者であって、単独の企業であること。

b JV を構成する企業数は二者、三者又は四者であること。

c 1 構成員当たりの出資比率は、構成する企業数が二者の場合は 30%以上、三者の場合は 20%以上、四者の場合 15%以上であること。

- (ウ) JV の代表者である建設企業は、次の要件を全て満たすこと。

a 入札参加資格要綱第 7 条第 1 項の規定による令和 8・9 年度の建築一式工事に係る入札参加資格の認定を受けていること。

b 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を得ていること。

c 建設業法第 28 条に規定する指示又は営業の停止の措置を受けていないこと。

d 建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条の 2 第 1 項に違反していないこと。

e 建築一式工事における建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する経営事項審査の結果による総合評定値（入札参加資格申請書の提出日時時点で有効かつ最新のもの。以下「総合評定値」という。）が、1,100 点以上であること。

f 平成 23 年度以降に工事が完了し引き渡された、次の要件を全て満たす共同住宅の新築、改築又は増築工事に伴う建設工事を元請け（共同企業体によるものである場合は、出資比率 20%以上のものに限る。）として履行した実績を有すること。

(a) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

(b) 延床面積 1,000 m²以上（用途に供する部分）

g 本事業の工事着手日において、現場代理人を工事現場に常駐で配置できること。ただし、入札参加資格確認申請書の受付締切日から起算して、過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でない者であること。

h 本事業の工事着手日において、建築工事に対応する監理技術者を工事現場に専任で配置できること。ただし、入札参加資格確認申請書の受付締切日から起算して、3 か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でない者であること。監理技術者は現場代理人との兼務を可能とし、監理技術者は、次に掲げる全ての基準を満たすこと。

- (a) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建築工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハのいずれかに該当する者
- (b) 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
- (エ) (c) 平成23年度以降に完成し引き渡しされた、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延床面積が1,000㎡以上の建物の工事を主任技術者若しくは監理技術者又は現場代理人として従事した経験を有する者
- (オ) J Vの構成員である建設企業は、次の建設工事の種類に応じ、それぞれ次の要件を全て満たすこと。
 - a 建築一式工事の場合
 - (a) (ウ)a から d までに掲げる全ての要件を満たすこと。
 - (b) 建築一式工事における総合評価値が890点以上であること。
 - (c) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建築工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハのいずれかに該当する主任技術者若しくは監理技術者を専任で配置できること。監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - b 電気工事の場合
 - (a) 入札参加資格要綱第7条第1項の規定による令和8・9年度の電気工事に係る入札参加資格の認定を受けていること。
 - (b) 建設業法第15条第1項の規定による特定建設業の許可を得ていること。
 - (c) 建設業法第28条に規定する指示又は営業の停止の措置を受けていないこと。
 - (d) 建設業法施行規則第18条の2第1項に違反していないこと。
 - (e) 電気工事における総合評価値が930点以上であること。
 - (f) 一級電気工事施工管理技士若しくは第一種電気工事士の資格を有する者又は電気工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハのいずれかに該当する主任技術者若しくは監理技術者を専任で配置できること。監理技術者にあつては、電気工事業に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - c 管工事の場合
 - (a) 入札参加資格要綱第7条第1項の規定による令和8・9年度の管工事に係る入札参加資格の認定を受けていること。
 - (b) 建設業法第15条第1項の規定による特定建設業の許可を得ていること。
 - (c) 建設業法第28条に規定する指示又は営業の停止の措置を受けていないこと。
 - (d) 建設業法施行規則第18条の2第1項に違反していないこと。
 - (e) 管工事における総合評価値が900点以上であること。
 - (f) 一級管工事施工管理技士又は管工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハのいずれかに該当する主任技術者若しくは監理技術者を専任で配置できること。監理技術者にあつては、管工事業に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ 工事監理企業

工事監理企業は、一者で業務を担当する場合は、以下の(ア)から(エ)までの要件を全て満たすこと。なお、複数の工事監理企業で業務を分担する場合は、統括する工事監理企業を置くものとし、総括する工事監理企業は以下の(ア)から(エ)までの要件を全て満たし、その他の工事監理企業は、少なくとも(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法第23条第1項又は第3項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 入札参加資格要綱に基づく令和8・9年度の建築設計業務に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (ウ) 平成23年度以降に工事が完了し引き渡された、次の要件を全て満たす共同住宅の新築、改築又は増築工事に伴う工事監理業務を元請け（共同企業体によるものである場合は、出資比率20%以上のものに限る。）として履行した実績を有すること。

- a 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
 - b 延床面積 1,000 ㎡以上（用途に供する部分）
- (エ) 工事監理企業と応募参加資格確認申請書の受付締切日から起算して、過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している一級建築士である者を管理技術者（工事監理業務の技術上の管理等を行う者をいう。）として配置できること。

エ 移転支援企業

入居者移転支援企業は、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の規定による宅地建物取引業の免許を有すること。複数の入居者移転支援企業で業務を分担する場合、全ての入居者移転支援企業が当該免許を有すること。

オ 用地活用企業

用地活用企業は次の(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

- (ア) 用地活用企業は、活用地の活用に係る提案内容と同等又は類似の事業に係る実績を有していること。複数の用地活用企業で業務を分担する場合、活用地の提案貸付料の支払いが最大の用地活用企業が当該要件を満たしていること。
- (イ) 提案内容により、業務に関し法令上許認可等が必要とされる場合は、当該許認可を受けていること。

カ コミュニティ形成支援企業

コミュニティ形成支援企業は、提案内容により、業務に関し法令上許認可等が必要とされる場合は、当該許認可を受けていること。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

入札参加資格要綱第 7 条第 1 項の規定による入札参加資格を有さない者で、本入札への参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格審査申請を行わなければならない。

- ア 受付期間 令和 8 年 10 月 29 日から令和 8 年 11 月 19 日まで（宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第 22 号）第 2 条第 1 項に掲げる休日（以下「県の休日」という。）を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。）
- イ 申請先及び申請に関する問合せ先 宮崎県県土整備部管理課 建設業担当 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7176

3 入札の手続等

(1) 入札等担当部局

宮崎県県土整備部建築住宅課（以下「建築住宅課」という。）宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7196 電子メール kenchikujutaku@pref.miyazaki.lg.jp

(2) 契約条項を示す場所及び期間

- ア 場所 宮崎県公共事業情報サービス及び宮崎県ホームページ並びに建築住宅課
- イ 期間 令和 8 年 10 月 29 日から令和 9 年 3 月 30 日まで（宮崎県公共事業情報サービス及び宮崎県のホームページの運用時間に限る。ただし、建築住宅課においては、県の休日を除き、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。）

(3) 入札説明書等の交付方法及び交付期間

- ア 交付方法 宮崎県公共事業情報サービス及び宮崎県ホームページによる提供並びに建築住宅課において交付
- イ 交付期間 令和 8 年 10 月 29 日から令和 9 年 3 月 30 日まで（宮崎県公共事業情報サービス及び宮崎県ホームページの運用時間に限る。ただし、建築住宅課において交付する場合は、県の休日を除き、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。）

(4) 入札参加表明書等の提出先、提出期間及び提出方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加表明書等を提出し、入札参加に必要な資格の有無について確認を受けること。

- ア 提出先 建築住宅課
- イ 提出期間 令和8年12月1日から令和8年12月21日正午まで（県の休日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。）
- ウ 提出方法 持参又は送付（書留郵便など配達記録確認ができるものに限り、提出期間内に必着すること。以下同じ。）

(5) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加者の代表企業に、令和9年1月8日までに通知する。

(6) 入札提出書類の提出先、提出期間及び提出方法

(5)により入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、入札書及び提案書（以下「入札提出書類」という。）を提出すること。

- ア 提出先 建築住宅課
- イ 提出期間 令和9年3月8日から令和9年3月30日正午まで（県の休日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。）
- ウ 提出方法 持参又は送付

(7) 開札の場所及び日時

- ア 場所 宮崎県防災庁舎5階 防58号室
- イ 日時 令和9年3月30日午後2時

4 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

5 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 本事業に係る入札公告等の規定に違反した者のした入札
- (3) 本契約成立の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- (4) 入札価格内訳書を提出しない者又は入札価格内訳書に不備がある者のした入札

6 審査

入札提出書類をもって入札に参加し、予定価格の範囲内をもって有効な入札を行った者の提案について、審査委員会は、次の(1)の基準に従い算出して得た定性評価値及び次の(2)の基準に従い算出して得た価格評価値の合計（以下「総合評価値」という。）が最大となる提案を行った者を、落札候補者として選定する。

(1) 定性評価値

予定価格の制限の範囲内をもって有効な入札を行った者の提案内容について次のアからカまでの評価項目ごとの評価基準に従い点数を付与し、その合計値を定性評価値（最大350点）とする。付与する点数は、評価に応じ、評価項目ごとの配点にA評価1.00、B評価0.80、C評価0.60、D評価0.40又はE評価0.20を乗じて得た値とする。

なお、コミュニティ形成支援業務（任意）に関する提案がない場合、当該項目の配点は0とす

る。

ア 事業全体に関する事項

- | | |
|-----------------|---------|
| (ア) 事業コンセプト | 配点 20 点 |
| (イ) 事業実施体制・安定性等 | 配点 20 点 |
| (ウ) 事業スケジュール | 配点 20 点 |

イ 整備等に関する事項

- | | |
|-------------------|---------|
| (ア) 施設の全体計画 | 配点 20 点 |
| (イ) 住棟・住戸計画・集会所計画 | 配点 35 点 |
| (ウ) 構造計画 | 配点 15 点 |
| (エ) 意匠・景観・周辺への配慮 | 配点 10 点 |
| (オ) コミュニティの形成への配慮 | 配点 20 点 |
| (カ) 環境への配慮 | 配点 10 点 |
| (キ) 地域防災機能の付加 | 配点 20 点 |
| (ク) ライフサイクルコスト計画 | 配点 10 点 |

ウ 施工計画に関する事項

- | | |
|--------------------------|---------|
| (ア) 工事の品質管理及び工程管理 | 配点 15 点 |
| (イ) 施工中の安全確保及び入居者・近隣への配慮 | 配点 10 点 |
| (ウ) 工事中の環境配慮 | 配点 5 点 |

エ 入居者移転支援に関する事項

- | | |
|-----------------------|---------|
| (ア) 円滑な移転支援・居住者対応サービス | 配点 30 点 |
|-----------------------|---------|

オ 附帯事業に関する計画

- | | |
|-------------------------|---------|
| (ア) 用地活用業務の方針及び計画 | 配点 20 点 |
| (イ) 用地活用業務における入居者等への配慮 | 配点 20 点 |
| (ウ) コミュニティ形成支援業務（任意）の方針 | 配点 10 点 |

カ 地域経済への配慮等

- | | |
|-------------------|---------|
| (ア) 設計・建設における地域貢献 | 配点 25 点 |
| (イ) その他の地域貢献 | 配点 15 点 |

(2) 価格評価値

次の式により算定して得られた値を価格評価値とする。価格評価値の計算に当たっては、小数点第 3 位以下を四捨五入する。

価格評価値＝価格評価値の配点（150 点）×最も低い入札参加者の入札価格（入札が無効な入札参加者の入札価格を除く。）÷当該入札参加者の入札価格

7 落札者の決定方法

審査委員会の審査結果をもとに、落札候補者を落札者として決定する。ただし、落札候補者が二人以上いる場合にあっては、当該落札候補者による宮崎県建設工事等電子入札実施要領（平成 17 年 12 月 1 日県土整備部技術企画課定め）第 19 条第 2 項のくじ引きで落札者を決定する。

8 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 契約締結に関する事項

(1) 基本協定の締結

県と落札者は、落札者決定後、基本協定を締結するものとする。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とする。

(2) 契約

この競争入札に係る契約には県議会の議決を要するため、落札者と県が仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立するものとする。

10 その他

- (1) この競争入札による調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成26年6月23日会計管理局会計課定め）に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 本事業は事業予定者の提案により実施されることから、提案書の提出時点において、建設企業の配置予定技術者に手持工事がある場合の契約最終工期の終期は、本事業の工事着手日の前日までであることを要件とする。
なお、本契約日時点において、建設企業に係る各構成員は、配置予定技術者を選任通知により選任しなければならない。
- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書等による。

11 Summary

- (1) **Subject Matter of Contract:**
Prefectural Hitotsugaoka Public Housing reconstruction project
- (2) **Deadline for Bidding:**
12:00p.m 30 March, 2027
- (3) **Point of Contact:**
Housing Construction Division, Prefectural Land Development, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori-higashi, Miyazaki-shi 880-8501, Japan
Tel: 0985-26-7196
FAX: 0985-20-5922
Email: kenchikujutaku@pref.miyazaki.lg.jp